

鳥取縣公報

昭和二十二年八月二十六日
第千八百三十七號

火曜日

本報ノ大キサハ規定紙幅ニ依リ

告

鳥取縣告示第百六十七號

市町村食糧調整委員會の最初の選挙に關する選挙人名簿の調製縦覧確定異議の決定及び訴願の提起に關する期日及び期間を次のように定める。

昭和二十二年八月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

選挙人名簿調製の期日 昭和二十二年八月三十一日

選挙人名簿縦覧の期間 昭和二十二年九月一日より三日間

選挙人名簿に關する異議の決定期間 市町村長が異議の申立を受けた日から二日内

選挙人名簿に關する訴願の提出の期間 市町村長の異議の決定をした日から二日内

選挙人名簿確定の期日 昭和二十二年九月八日

鳥取縣告示第百六十八號

食糧管理法施行規則第一條の二第三項及び第四項の規定によつて次のように定める。

昭和二十二年八月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、地方事務所の所管區域毎に郡食糧調整委員會を置く。

二、郡食糧調整委員會委員互選の方法は左によること。

(一) 互選人員 町村食糧調整委員會毎に一人

(二) 互選期日 昭和二十二年九月十三日迄(本年に限る)

(三) 互選方法 投票によること

鳥取縣告示第百六十九號

昭和二十二年九月十七日鳥取縣食糧調整委員會委員選挙を待う。選挙區の數其の區劃及び選挙會場選挙する委員の數、投票開票の日時、投票開票の區劃を次のように定める。

昭和二十二年八月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、選舉區の數其の區劃及び選舉會場

選舉區の數 選舉區 選舉會場

第一選舉區 鳥取市 鳥取市役所

第二同 米子市 米子同

第三同 岩美郡 岩美地方事務所

第四同 八頭郡 八頭同

第五同 氣高郡 氣高同

第六同 東伯郡 東伯同

第七同 西伯郡 西伯同

第八同 日野郡 日野同

二、選舉する委員の數 選舉區毎に 各二人

三、投票の日時 昭和二十二年九月十七日 自午前八時 至午後二時

四、開票の日時 同 日 午後二時三十分より開始

五、投票及開票の區劃

選舉區の別 名稱 區劃

第一選舉區に 本 會 鳥取市

屬するもの 米子市

第二同 同 米子市

第三同 同 岩美郡倉田村、米里村、津ノ井村、面影村

浦富同 同 宇倍野村、成器村、大茅村

岩井同 同 大岩村、本庄村、浦富町、東村、小田村

福部同 同 岩井町、蒲生村

本 會 同 福部村

八頭郡賀茂村、國中村、船岡村、大伊村

投票及開票場

鳥取市役所

米子同

岩美地方事務所

宇倍野第二國民學校

浦富町國民學校

岩井町役場

福部村同

八頭地方事務所

安部投票分會

中私都同

八上同

若櫻同

用ヶ瀬同

智頭同

本 會

大正投票分會

大和同

豊實同

湖山同

吉岡同

寶木同

鹿野同

青谷同

本 會

赤碕投票分會

八橋同

同 大御門村、筆村、安部村、八東村

同 上私都村、中私都村、下私都村

同 八上村、河原町、西郷村、國英村、散岐村

同 丹比村、若櫻町、池田村

同 用ヶ瀬町、大村、社村、佐治村

同 智頭町、山郷村

同 氣高郡逢坂村、正條村

同 大正村、東郷村、千代水村

同 神戸村、大和村、美穂村

同 明治村、豊實村

同 湖山村、松俣村、末恒村

同 吉岡村、大郷村

同 寶木村、瑞穂村

同 鹿野町、勝谷村、小鷲河村

同 青谷町、日置村、日置谷村、中郷村、勝部村

同 東伯郡倉吉町、小鴨村、社村

同 赤碕投票分會 上中山村、下中山村、安田村、成實村、以西村、赤碕町 赤碕町役場

同 八橋町、古布庄村、上郷村下郷村、浦安町 八橋町同

安部村役場

中私都村同

八上村同

若櫻町同

用ヶ瀬町同

智頭町同

氣高地方事務所

大正村役場

大和村同

豊實村同

湖山村同

吉岡村同

寶木村同

鹿野町同

青谷町同 東伯地方事務所

赤碕町役場

八橋町同

由良町	同	由良町、大誠村、榮村、灘手村	由良町同
中北條同	同	下北條村、中北條村、上北條村	中北條村同
泊同	同	泊村、宇野村	泊村同
東郷同	同	舍人村、東郷松崎組合村、花見村	東郷松崎組合村同
長瀬同	同	淺津村、橋津村、長瀬村	長瀬村同
三朝同	同	小鹿村、三龜村、三朝村	三朝村同
旭同	同	旭村、竹山村	旭村同
高城同	同	高城村、北谷村	高城村同
上井同	同	西郷村、上井町	上井町同
矢送同	同	山守村、南谷村、矢送村、上小嶋村	矢送村同
本會	同	西伯那成美村、夜見村、彦名村	西伯那成美村同
御來屋投票分會	同	逢坂村、光徳村、御來屋町、名和村、庄内村	御來屋町役場
所子同	同	所子村、大山村	所子村同
巖同	同	日吉津村、巖村、大高村、春日村、縣村、大幡村	巖村同
淀江同	同	高麗村、宇田川村、淀江町、大和村	淀江町同
手間同	同	幡郷村、五千石村、尙徳村、手間村、賀野村	手間村同
法勝寺同	同	東菱田村、上長田村、法勝寺村、大園村、天津村	法勝寺村同
余子同	同	渡村、外江村、境町、上道村、余子村	余子村同

鳥取縣告示第三百七十號
昭和二十二年九月十七日執行鳥取縣食糧調整委員會委員
選舉の各選舉區選舉長を次の通り任命した。
昭和二十二年八月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一選舉區選舉長	鳥取市長 竹田 平一	大篠津村同	中濱村、大篠津村、和田村、富益村、崎津村	大篠津村同
第二同	米子市長 野坂 寛治	本會	日野郡黒坂町、日野村、根雨町	根雨町同
第三同	鳥取縣事務吏員 西 垣 史 郎	石見投票分會	石見村、福柴村	石見村同
第四同	萩原 正	日野上同	多里村、日野上村、山上村	日野上村同
第五同	石井 春平	大宮同	阿毘縁村、大宮村	大宮村同
第六同	松田 清松	溝口同	八郷村、二部村、溝口町	溝口町同
		江尾同	米澤村、江尾村、日光村、神奈川村	江尾村同

鳥取縣告示第三百七十一號
助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。
昭和二十二年八月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第七同	同	篠田 伊三郎
第八同	同	森本 京藏

本籍地 氣高郡東郷村大字本高一四六一四七
前住所及開業地 同
現住所及開業地 氣高郡大正村大字古海八一五
昭和二十二年八月一日住所及開業地變更により助

産婦名簿訂正方願出たので昭和二十二年八月二十日訂正

松尾勢津
明治三十九年八月二十五日生
本籍地 岩美郡宇倍野村大字宮ノ下一四三
前住所及開業地 同

現住所及開業地 鳥取市古市一市立鳥取市民病院内
昭和二十二年八月十七日住所及開業地變更により
助産婦名簿訂正方願出たので昭和二十二年八月二十日訂正

佐々木 富 技
大正十二年六月二十五日生

鳥取縣告示第三百七十二號

昭和二十二年八月二十六日
昭和二十二年八月二十六日
昭和二十二年八月二十六日

鳥取縣知事 西、尾、愛、治	一、生産地域別出荷種類及び出荷機關の登録認可基準能力(最低出荷)
東伯郡	南瓜 三五〇〇〇
氣高郡	大根 八〇〇〇〇
	里芋 三、〇〇〇
	南瓜 四五、〇〇〇
	葱頭 二、〇〇〇
	大根 五、〇〇〇
	南瓜 一〇、〇〇〇
	里芋 四、〇〇〇
八頭郡	筍 一〇、〇〇〇
岩美郡	大根 五、〇〇〇
	南瓜 二、〇〇〇
	人參 一、五〇〇
	大根 二〇、〇〇〇
鳥取市	南瓜 三〇、〇〇〇
	葱 一〇、〇〇〇
	大根 二〇、〇〇〇

西伯郡

里芋	一〇、〇〇〇
葱頭	四、〇〇〇
牛蒡	二、〇〇〇
大根	一〇、〇〇〇
南瓜	五〇、〇〇〇
葱	二五、〇〇〇
蠶豆	二、〇〇〇
里芋	一〇、〇〇〇
葱頭	二、〇〇〇
人參	五、〇〇〇
大根	七五、〇〇〇
南瓜	五、〇〇〇
葱	一、〇〇〇
葱頭	五、〇〇〇
里芋	三、〇〇〇
大根	二〇、〇〇〇
人參	五、〇〇〇

米子市

南瓜	五、〇〇〇
葱	一、〇〇〇
葱頭	五、〇〇〇
里芋	三、〇〇〇
大根	二〇、〇〇〇
人參	五、〇〇〇

日野郡

南瓜	二、〇〇〇
大根	五、〇〇〇

二、出荷機關登録申請書
(一)申請者の住所及氏名(團體にあつては主たる事務所の所在地團體名及代表者の氏名)
(二)出荷業務等を實施する場所及設備等

(三)年間種類別月別出荷生産計畫表を添付すること

出荷種類	月別出見込數量	市町村名	種類	月別出見込數量	
市町村名	種類	月別出見込數量	市町村名	種類	月別出見込數量

鳥取縣知事殿 申請者(團體にあつては代表者)の氏名

鳥取縣告示第三百七十三號

農地調整法第十七條の規定による證票を次のように交付並に返納した。

昭和二十二年八月二十六日
鳥取縣知事 西、尾、愛、治

番 號	公 職	氏 名	交付返納年月日
第五十二號	鳥取縣技術吏員	吉田 亮	昭和二十二年八月十日交付
第五十三號	鳥取縣事務吏員	谷尾義親	同
第五十號	鳥取縣技術吏員	林 光明	昭和二十二年五月二十日返納